

令和6年度徳島支部健康保険料率について

令和6年度都道府県単位保険料率算定のポイント

- 令和6年度は、令和4年度の各支部の医療給付費等の実績に基づき、新たな保険料率に見直す
- 平均保険料率は10%
- インセンティブ分の加算額は、0.01%
- 4月納付(3月賦課)分の保険料率から新たな保険料率に変更

令和6年度の徳島支部 健康保険・介護保険の保険料率

改定時期

令和6年3月分(4月納付分)より

※任意継続被保険者は、4月分(4月納付分)より

保険料率

健康保険料率

都道府県単位

全国で10番目に高い支部

令和5年度 **10.25%**

0.06%減

10.19%

標準報酬月額30万円の被保険者の月額健康保険料は

30,570円(事業主と折半で**15,285円**) ※介護保険に該当しない場合

介護保険料率

全国一律

令和4年度 **1.82%**

0.22%減

1.60%

令和6年度都道府県単位保険料率算定のポイント

共通料率等

共通料率 (A + B - C)	4.60 %
A. 第2号都道府県単位保険料率	3.94 %
B. 第3号都道府県単位保険料率	0.68 %
C. 収入等の率	0.02 %
第1号平均保険料率	5.40 %
計	10.00 %

- ・ 第2号都道府県単位保険料率（共通料率のA）及び収入等の率（共通料率のC）には、インセンティブ制度による加算額及び減算額は含まれていない。
- ・ 第3号都道府県単位保険料率（共通料率のB）及び収入等の率（共通料率のC）には、令和4年度の都道府県支部ごとの収支における収支差の精算分は含まれていない。

令和6年度の健康保険料率の仕組み

10.19%

【令和5年度】10.25%

=

1

医療給付費等に係る保険料率
5.69%

2

共通料率
(全国一律の部分)
4.60%

3

令和4年度
精算の部分
-0.11%

4

インセンティブ
制度の部分
0.01%

1

医療給付費等に係る
保険料率

5.69%

【令和5年度】
5.64%

健康保険法
第160条第3項1号

健康保険法
第160条第4項

A
支部毎の療養の
給付等に要する調整
前の保険料率
6.16%

【令和5年度】
6.11%

+

B
年齢調整
-0.11%
【令和5年度】
-0.12%

C
所得調整
-0.36%
【令和5年度】
-0.35%

2

共通料率
(全国一律の部分)

4.60%

【令和5年度】
4.64%

健康保険法
第160条第3項2号

健康保険法
第160条第3項3号

前期高齢者納付金
後期高齢者支援金

退職者給付拠出金

現金給付費

等

業務経費

一般管理費

準備金積立て

等

+

+

3

令和4年度の
精算分

-0.11%

【令和5年度】
-0.03%

令和4年度の支部毎の
収支決算における
徳島支部収支差

6.97億

【令和5年度】
2.12億

+

4

インセンティブ
制度の部分

0.01%

【令和5年度】
0.01%

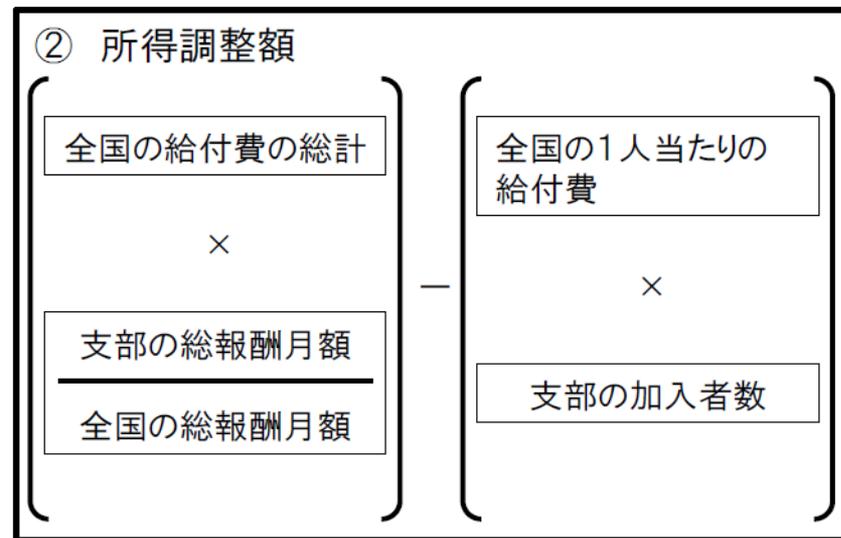
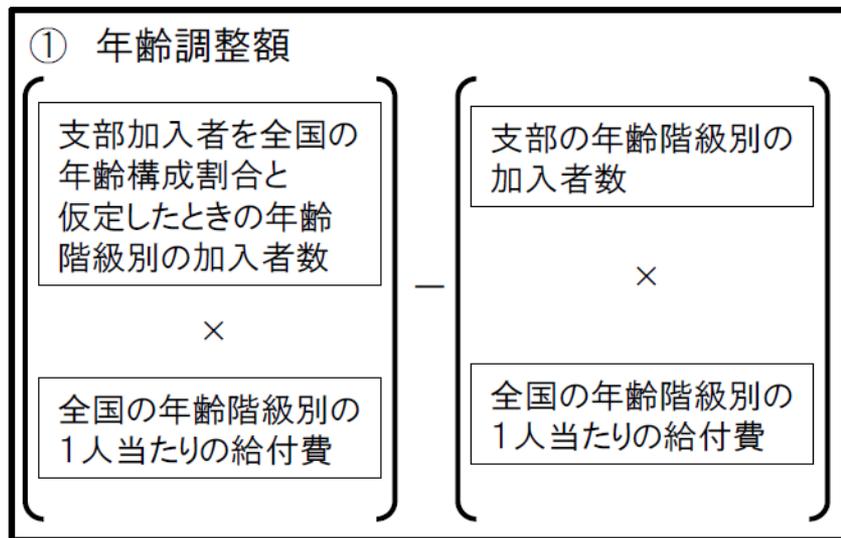
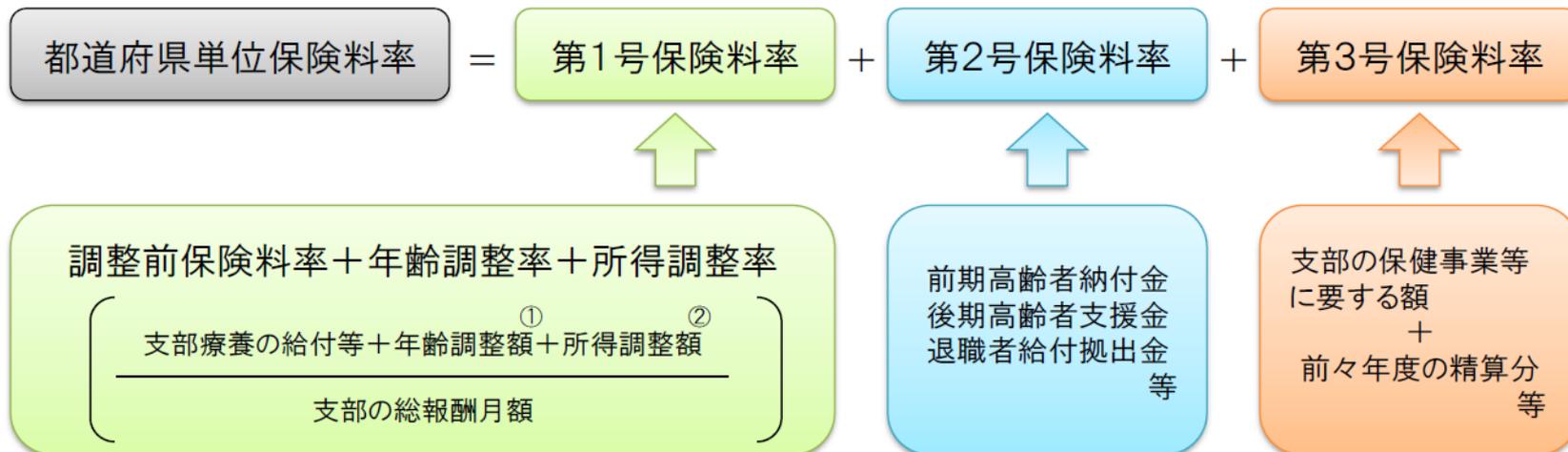
全支部より財源を拠出
徳島支部減算分

0.6億円

【令和5年度】
0.6億円

※端数処理の関係で合計が一致しない場合がある

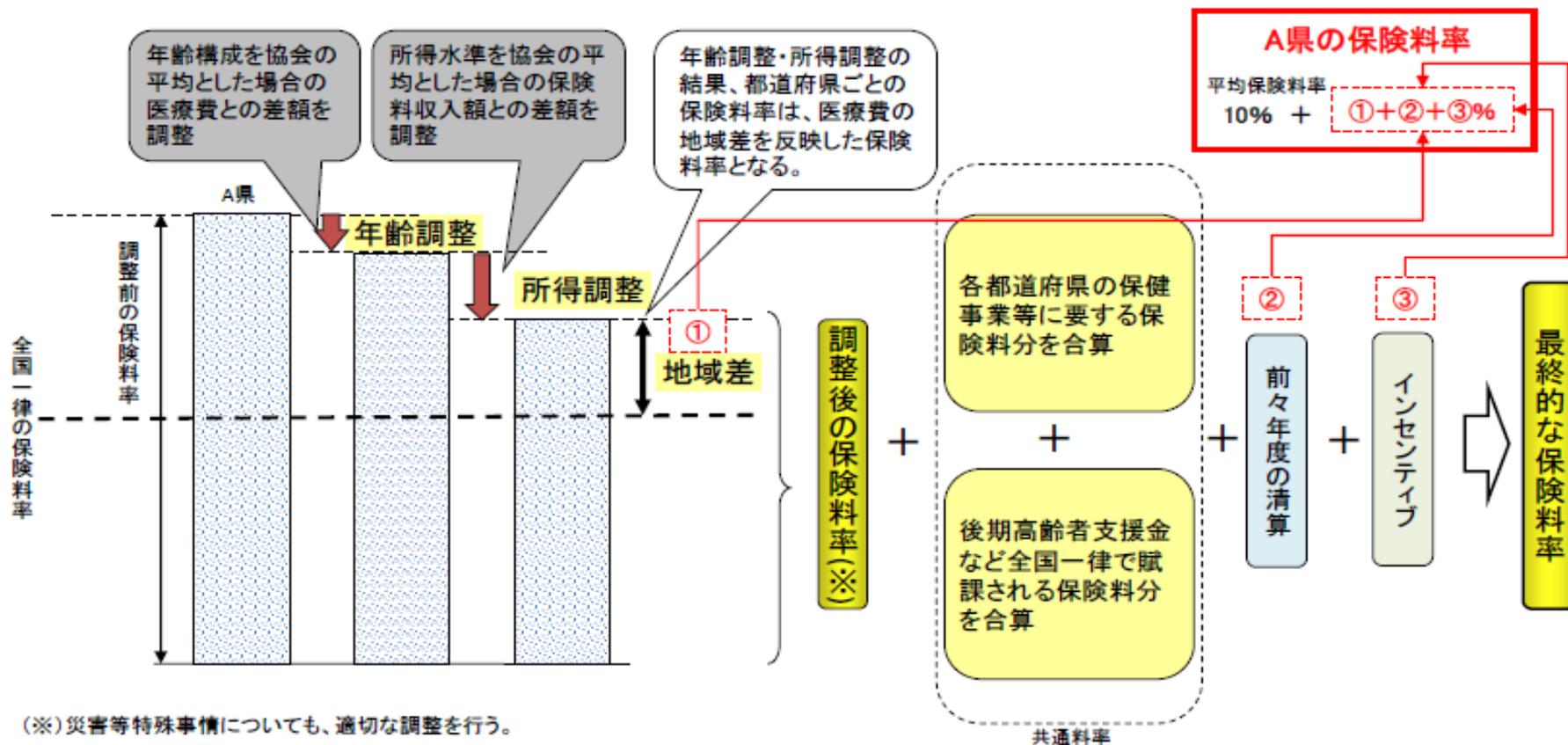
参考：都道府県単位保険料率の計算方法について



参考：協会けんぽの都道府県単位保険料率設定のイメージ

都道府県単位保険料率では、年齢構成の高い県ほど医療費が高く、保険料率が高くなる。また、所得水準の低い県ほど、同じ医療費でも保険料率が高くなる。このため、都道府県間で次のような年齢調整・所得調整を行う。

都道府県単位保険料率(平成20年10月から)：年齢構成が高く、所得水準の低いA県の例



(※)災害等特殊事情についても、適切な調整を行う。